

平成25年7月17日

吉川慎之介君の悲劇を二度と起こさないための学校安全と再発防止を考える会  
代表幹事： 吉川豊 吉川優子 殿

消費者庁消費者安全課  
事故調査室

事故等原因調査等の申出書の受付について(ご連絡)

平素より、消費者安全の確保のためにご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、貴殿からの、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下、「法」という。)第28条第1項に基づく事故等原因調査等の申出について、以下のとおり受け付けましたのでお知らせします。  
申出の内容等について問い合わせることがございますので、その際はご協力ください。  
今後は、当委員会において選定指針等により検討を行い事故等原因調査等の必要性を判断します。その結果、必ずしも原因調査が行われるものではありませんが、いただいた申出情報は生命身体事故等の情報として消費者庁において集約し、再発防止・拡大防止に活用させていただきます(申出書の内容については、消費者安全調査委員会から消費者庁へ生命身体事故等の情報として通知する場合があります(法第29条第1項及び第2項)。また、個人の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除いた申出内容の概要を、生命身体事故等の再発防止・拡大防止のため、消費者安全調査委員会又は消費者庁が、事故報告書以外でも公表する場合があります。事故報告書以外での公表を望まない方はお申し出ください)。  
なお、死亡事故や重傷事故(法第2条第7項第1号に掲げる事故)の被害者及び被害者の親族の方から申出を受け付けた場合には、消費者安全調査委員会から調査を実施するかどうかの通知を行います(法第28条第3項)。

記

[受付年月日] 平成25年7月12日

[受付番号] 13-046

[本件に関するお問い合わせ先]  
消費者庁消費者安全課  
事故調査室  
電話 03-3507-9268